

民商だより

須崎民商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税
インボイス
中止

インボイス学習会&なんでも相談会

～日程～

免税事業者(売上1000万円以下)の方!

必ずご参加ください!

●9月27日(火)	岩井事務所(四万十町役場前)
	14:00～ インボイス学習会
	15:00～ なんでも相談会
	18:30～ インボイス学習会
●10月4日(火)	佐川町総合文化センター 東講座室
	13:30～ インボイス学習会
	14:30～ なんでも相談会
	18:30～ インボイス相談会
●10月6日(木)	須崎市 多ノ郷公民館 1階多目的室
	13:30～ インボイス学習会
	14:30～ なんでも相談会
	18:30～ インボイス相談会

来年10月実施予定のインボイス制度、何がどう変わるのか皆さんご存じでしょうか。
まずは、『制度を知る』ことがとても大切です。仲間同士で学び共感し、インボイス延期中止に向けて声をあげていきましょう。もちろん課税事業者の方も仕組みを理解していないと大変です。ぜひ、近くの仲間にもお声掛けいただき、ご参加ください。
なんでも相談会の時間も設けています。日頃の悩みや帳簿の分からないことなどお気軽にご相談下さい。

※事前に参加申し込みください

※マスクの着用をお願いいたします

既に会員さんから予約のお電話を何件かいただいています。皆さん「そろそろ知らない・・・」と思っていることと思います。今回は6月に開催しました。1年に数回の開催ですので、ぜひご参加ください。ご予約お待ちしております。



事業者、誰も得しないインボイス
先日、入江県連事務局長と須崎民商事務局員がJA土佐くろしおを訪問し、インボイス制度について懇談しました。
JA土佐くろしおは野菜などの出荷受け入れだけでなく、須崎市内にある『とさつ子広場』と『道の駅かわうその里・すさき』で直販所を運営しています。インボイス制度はこうした直販所に出荷している農家さんにも大打撃を与えます。須崎民商事務局員自身も農業をしており、直販所にも出荷をしています。が、直販所という地産地消に根付いた販売は安いのが売りで単価も非常に低いです。こうした免税事業者が大多数を占めている販売先でインボイスの登録をお願いする＝課税事業者になってしまうというのはかなり

る農家さんにも大打撃を与えます。須崎民商事務局員自身も農業をしており、直販所にも出荷をしています。が、直販所という地産地消に根付いた販売は安いのが売りで単価も非常に低いです。こうした免税事業者が大多数を占めている販売先でインボイスの登録をお願いする＝課税事業者になってしまうというのはかなり

厳しいと思いました。
少ない売り上げの中、消費税を納めるとなると、価格をあげないといけない、また事務的な難しさから出品自体をやめてしまう生産者さんも出てくるのではないかと思います。インボイス制度は農家さんに限らず、免税事業者や中小企業の存続に関わってくる大きな問題です。



県下事務局交流会が行われました

9月13日(火)、高商連・事務局員交流会が県民文化ホールで行われました。リモート参加者を含め、16名が参加。①自己紹介 ②インボイスの取り組み ③チラシとニュースのつくり方 ④SNSの活用状況と今後の対応 ⑤中田進さんによる学習講演(参院選後の情勢と民商・民商事務局員に求められるもの)といった内容でした。皆さんのお話から知識や技術を習得できたのはもちろんですが、人に興味をもってもらうための分かりやすく面白い話し方についても学ばせていただきました。

商工新聞の7面 北から南からに須崎民商の記事が載っています 是非ご覧下さい